

司法試験

基本知識のインプットと短答過去問チェック

刑法

【矢島 純一 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 194967

LU19496

矢島の「基本知識のインプットと短答過去問チェック」

刑法

今回は、刑法の中でも因果関係の分野の重要判例の解説をした上で、その分野の短答試験の過去問の検討をしていきます。

なお、今回のレジュメの中にある「**基本知識の確認**」の項目にある情報は、私が制作している「**矢島の速修インプット講座**」の現在調整中の原稿から抜粋したものです。

短答試験の解説の一部は、LECが出版している**体系別短答過去問題集**の解説から抜粋しています（但し、令和元年の短答過去問は除く。）。

令和元年7月7日

LEC専任講師 矢島純一

・記憶する事項 重要ランク

論文試験で規範（要件）や法律効果などとして答案に書くことがある事項のうち、内容を**理解**して答案に書けるように**記憶**しておかなければならない知識を重要度の高いものから順番に「●」、「◆」、「▲」と記号を付しました。

・理解する事項 重要ランク

論文試験でこれをそのまま答案に書くことはあまりないけれど、より深い答案を作成するために内容を**理解**しておくことが必要な知識を重要度の高いものから順番に「○」、「◇」、「△」と記号を付しました。

・条文の略記：I = 1項 ① = 1号 本 = 本文 但 = ただし書 前 = 前段 後 = 後段

・短答の問題番号の略記： H30-4 = 平成30年度司法試験第4問 (R=令和) プレ = プレ試験
予 H25-7 = 平成25年度予備試験第7問 サ = サンプル問題

*コラム ～司法試験の論文式試験の設問の形式

平成29年以前の司法試験の刑法の論文試験では、試験前から予め自分で決めておいた見解で事例を検討して、甲や乙などの問題文中の登場人物の罪責を論じるだけで解答できる出題形式となっていました。その後、平成30年、令和元年の論文試験では、予め決めておいた自分の見解だけでは解答しきれない出題形式となりました。参考までに、**令和元年と平成30年度の司法試験の刑法の論文式試験**の設問をこの下に抜粋してあります。

こうした出題の傾向の変化を考慮すると、司法試験の論文試験に合格するには、**重要基本論点**については、まず、①どのような理由(価値判断)から見解の対立が発生し、次に、②それぞれの見解がその問題を処理するためにどのような理論構成をして、最後に、③その理論構成に即して具体的事案を検討して結論を導く能力が必要です。このような能力を身に付けるには、日ごろのインプットの学習において、こうしたことを意識しながら深い理解をするよう心がけるとよいかと思います。

(令和元年度 司法試験)

〔設問2〕 【事例1】において甲が現金を引き出そうとした行為に窃盗未遂罪が成立することを前提として、【事例2】における乙の罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及し、自らの見解(①及び②で記載した立場に限られない)を根拠とともに示すこと。

- ① 乙に事後強盗の罪の共同正犯が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- ② 乙に脅迫罪の限度で共同正犯が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

(令和元年度 司法試験)

〔設問3〕 【事例3】において、丙がDの傷害結果に関する刑事責任を負わないとするには、どのような理論上の説明が考えられるか、各々の説明の難点はどこかについて、論じなさい。

(平成30年度 司法試験)

〔設問2〕 【事例2】における甲の罪責について、以下の(1)及び(2)に言及しつつ、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

- (1) 不作為による殺人未遂罪が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- (2) 保護責任者遺棄等罪(同致傷罪を含む。)にとどまるとの立場からは、不作為による殺人未遂罪が成立するとの立場に対し、どのような反論が考えられるか。

基本知識の確認

因果関係

1 因果関係の意義

→因果関係とは、実行行為と結果との間に必要とされる原因と結果の関係をいう。先に概要を説明しておく、通説は、刑法上の因果関係の判断を、まず、行為と結果との間に自然的物理的なつながりがあるかという条件関係（事実的因果関係）の有無を審査し、条件関係が肯定された場合に、次に、法的な観点から帰責の範囲を限定するために、行為と結果との間に法的因果関係があるかを審査する。○

因果関係からの短答出題：H18-18, H19-12, H20-1, H21-2, H23-2, H24-18, H26-5, H27-3, H28-5, 予H29-1, H30-19, R1-5

- ・実行の着手が認められても、構成要件が定める一定の結果が発生しないと犯罪が完成しない結果犯においては、それが既遂犯となるためには、結果の発生に加えて、実行行為と結果発生との間に刑法上の因果関係が認められることが必要である。結果が発生しても因果関係が認められなければ未遂犯にとどまる。因果関係は、例えば、殺人罪のように人の死という結果の発生が法文上要求されている結果犯において既遂犯が成立するための要件として機能している。○

2 条件関係

(1) 意義

→その行為がなればその結果が発生しなかったとの自然的物理的な因果関係すらない場合に行為者に結果を帰責することはできないため、実行行為と結果との間の因果関係が肯定されるには、少なくとも、その実行行為がなければその構成要件的结果が発生しなかったといえる条件関係が認められることが必要である。●

このような意味での条件関係を**事実的因果関係**ということがある。

- ・条件関係の有無は、「あれなければこれなし」との公式で判断される。「あれ」が実行行為で、「これ」が構成要件的结果である。○

(2) 条件関係の切断（因果関係の断絶）

→後掲の条件説，相当因果関係説，危険の現実化説など因果関係に関するどの見解を採ったとしても，実行行為があっても結果発生に向けての因果の流れが始まる前に，その実行行為と**全く無関係**な別の行為によって結果が発生した場合は，当該実行行為と結果発生との間の条件関係が認められず，因果関係が否定される。○

例えば，Aが毒殺目的でVに毒を飲ませたが，毒が効き始める前に，Vが，Aとは無関係なBに刺殺された場合，条件関係が切断され，Aの殺人の実行行為とVの死の結果発生との間には因果関係が認められない。 H27-3

3 法的因果関係の判断基準

(1) 意義

→ 実行行為と結果との間に刑法上の**因果関係**が認められるためには、実行行為と結果との間に「あればこれなし」との**条件関係（事実的因果関係）**が認められれば足りるとする見解がある（**条件説**）。しかし、この見解によると行為者に偶発的な結果を帰責することになり責任主義に反する。そこで、行為者に結果を帰責させる範囲を適正なものとするために、刑法上の因果関係が認められるためには、条件関係（事実的因果関係）に加えて、法的因果関係が必要と解されている。○

・ **法的因果関係**の有無をどのような基準で判断するかについては、**相当因果関係説**と**危険の現実化説**などの見解がある。かつて学説では相当因果関係説が通説的でこの説を採用したと解される最高裁判例（米兵ひき逃げ事件）もあった。しかし、最近の学説においては、**危険の現実化説**が有力となっており、また、最近の最高裁判例は、危険の現実化説を採用していると解釈されている。

・ H22 司法論文刑事系第1問（出題の趣旨・抜粋）

因果関係については、**相当因果関係説**、最近の判例の立場とされる**客観的帰属論的な考え方**〔危険の現実化〕など**見解は様々**あるところ、自らのよって立つ考え方を明らかにした上、当てはめを行うことになる。

*まとめ ～刑法上の因果関係

- 事実的因果関係（条件関係） + 帰責の範囲を適正なもの絞る法的因果関係
- 法的因果関係をどのように捉えるかについては相当因果関係説や危険の現実化説などで見解が分かれている。

(2) 相当因果関係説

→「あれなければこれなし」との条件関係（事実的因果関係）があることを前提に、その実行行為からその結果が発生することが一般人の経験則上相当（社会通念上相当）といえるかにより法的因果関係を判断する見解を**相当因果関係説**という。◇

経験則上相当とは、経験的に通常と認められることをいい、行為時点における予見可能性と言い換えることもできる。

- ・相当因果関係説の中でも、法的因果関係が認められるだけの相当性の有無を判断する際の基礎事情として、どのような事情を考慮すべきかにつき、主観説、客観説、折衷説とで見解が分かれている。相当因果関係説が通説的な地位を占めていたときは、折衷説が通説とされていたが、客観説も有力であった。

・折衷説 ◇ H18-18（見解問題）、R1-5（見解問題）

刑法は一般人に向けられた行為規範であるから、行為時に、一般人が認識可能（予見可能）な事情を因果関係の判断の基礎事情にするのが原則である。また、刑法の因果関係は、偶発的な結果を除外し帰責の範囲を適正化するためのものなので、行為時に、行為者が特に認識（予見）していた事情を因果関係の判断基礎事情から除外する理由はない。そこで、行為時に、一般人が認識（予見）可能な事情及び行為者が特に認識（予見）していた事情を基礎に、実行行為から結果が発生したといえることが社会通念上相当といえれば、刑法上の因果関係を認める見解を折衷説という。

メモ：行為後に介入事情がある事案では、一般人が「予見」可能な事情や、行為者が現実に「予見」していた事情も相当性の判断の基礎事情とされる。

- ・例えば、甲がVを後ろから突き飛ばしたところ、Vは転倒して軽い頭部打撲の傷害を負った。Vは心臓に異常があり、心筋こうそくが起りやすい状態だったため、転倒により心筋こうそくが起って死亡したという**事例**で、Vは心臓に異常があり心筋こうそくが発生しやすい状態だったという事情が、行為時に、一般人は認識できず、甲も特に認識していなかった場合、その事情を**因果関係判断の基礎事情から除外**して甲の行為とVの心筋こうそくによる死の結果発生との間の因果関係を判断する。

そこで検討すると、甲がVを突き飛ばして転倒させて軽い頭部打撲の傷害を負わせた行為から、Vが心筋こうそくにより死亡することは社会通念上相当とはいえない。したがって、甲の行為とVの死の結果発生との間の因果関係は否定される。この場合は、甲は傷害致死罪の罪責を負わず、頭部打撲につき傷害罪の罪責を負うにとどまる。

・主観説

行為当時に、行為者が認識（予見）していた事情及び認識（予見）しえた事情を基礎に、実行行為から結果が発生したといえることが社会通念上相当といえれば、刑法上の因果関係を認める見解。

主観説に対しては、客観的な帰属の問題である因果関係を主観化しすぎるとの批判が向けられている。

・客観説 △ H18-18（見解問題）、R1-5（見解問題）

行為時に、客観的に存在していた全ての事情及び、一般人が予見可能な行為後の事情を基礎に、実行行為から結果が発生したといえることが社会通念上相当といえれば、刑法上の因果関係を認める見解。

客観説に対しては、条件説と変わらない結論になるとの**批判**が向けられている。

(3) 最高裁の相当因果関係説

→被告人は、時速約60kmで自動車を運転中に前方不注視等の過失によりVを自車に衝突させてそのまま逃走した。しばらくしてVが被告人の車両の屋根の上にいることに気付いた同乗者Aが、時速約10kmで走行中の被告人の自動車の屋根から、Vを逆さまに引きずりおろしてアスファルトで舗装された路面に転落させた。Vは、脳内出血等により死亡したが、死因となる傷害が、被告人の行為と同乗者Aの行為のいずれから発生したのかが不明であった。被告人は、業務上過失致死罪（現在は自動車運転死傷行為処罰法5条の過失運転致死罪）で起訴されたところ、訴訟では、被告人の行為とVの死の結果発生との間の因果関係の存否が争点となった。

最高裁は、「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというのがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであって、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであると**到底いえない**。」として、被告人がVを跳ね飛ばした行為と、Vが脳内出血で死亡したこととの因果関係を否定して、業務上過失致傷罪（現・過失運転致傷罪）の成立を認めた（**最決昭 42.10.24・米兵ひき逃げ事件**）。

補足すると、本決定は、**最高裁**レベルで初めて**相当因果関係説**を採用した判例と解

されている。本決定は、「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというがごときことは、経験上、普通、予想」できないことを理由に因果関係を否定していることから、被告人の行為と結果との間に介在事情がある事案において、実行行為の後に現実の因果経過〔証拠から認定できる現実の因果経過〕を経て当該結果が発生することが社会通念上**相当**（一般人の経験則上相当）といえるかを判断するという相当因果関係説を採用していると解されている。△

なお、本決定は、本件の同乗者の行為を因果経過の介在事情に取り込んでいるが、その結論を導くのに、学説上の折衷説、客観説、主観説のどの立場に立つのかという理論的根拠を明らかにしていない。最高裁は、少なくとも、前記のような因果経過を経て当該結果が生じることが経験則上相当とはいえないとして因果関係を否定したと分析することができる。

(4) 相当因果関係説の危機

→介在事情を相当性判断の対象とした上で、行為から介在事情を経て結果が発生したという現実の因果経過が一般人の経験上予測可能といえるかを判断する**最高裁の判断枠組み**（最高裁独自の相当因果関係説）に対しては、相当性の判断が専ら介在事情に対する予見可能性の有無で決まるのであれば〔例：介在事情が予見可能なら相当性があり、予見不可能なら相当性なし〕、**結果に果たした第1行為の影響力が無視**されてしまうが、その結論は不当であるとの**批判**が向けられている。この批判の**具体例**としては、この判断枠組みによると後掲の**大阪南港事件**の事案で因果関係が否定されかねないがその結論は不当であると指摘されている。

そこで、最高裁は、帰責の範囲を適正なものとするために、前記のような相当性の判断によるのではなく、危険の現実化という新たな判断枠組みを用いて法的因果関係を判断するようになったと分析されている。

(5) 危険の現実化説

→判例は、因果関係の判断枠組みを一般論としては明示していないが、最近の判例は、実行行為と結果との間に条件関係（事実的因果関係）があることを前提に、客観的に存在する全事情（行為時に存在した特殊事情や行為後の介在事情も含む全事情）を判断資料として、行為の危険性が結果へと現実化したかという基準により法的因果関係の有無を判断していると分析されている。この基準によると、当初の行為に含まれる危険が結果に現実化したといえれば、因果関係が肯定される。○

[論証例] 危険の現実化 ●

刑法上の因果関係は、偶発的な結果を排斥して帰責の範囲を適正なものとするために、単に「あれなければこれなし」との条件関係が認められるだけでは足りず、条件関係があることを前提に、客観的に存在する全ての事情を判断資料として、行為に含まれる危険が現に発生した結果として現実化したといえるときに肯定されると考える。

注：因果関係の判断の際の「結果」は、現に発生した具体的な結果を意味する。

・H26 司法論文刑事系第1問（採点実感・抜粋）

危険の現実化という要素を考慮するという見解を示しているものの、[悪い答案の例として] 当てはめにおいて、危険と結果のいずれについても具体的に捉えていない答案

・ **行為時から存在する認識不可能な特殊事情と因果関係（行為時の特殊事情）**

被告人が、被害者の左目の部分を右足で蹴ったところ、被害者の左目の角膜に直径約0.5センチメートルの鮮血色の内出血が生じた。これにより通常は人が死に至ることはないが、被害者が脳梅毒に罹患して脳に高度の病変があったため、被告人の暴行により被害者の脳の組織が一定程度崩壊したことで被害者が死亡した。被告人は傷害致死罪で起訴されたところ、訴訟では被告人の暴行行為と被害者の死の結果発生との間に因果関係があるのかが争点となった。

最高裁は「被告人の行為が被害者の脳梅毒による脳の高度の病的変化という特殊の事情さえなかったならば致死の結果を生じなかったであろうと認められる場合で被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らず、また予測もできなかったとしても、その行為がその特殊事情と相まって致死の結果を生ぜしめたときは、その行為と結果との間に因果関係を認めることができる」として、被告人の暴行行為と被害者の死の結果発生との間の因果関係を肯定した（**最判昭 25.3.31・脳梅毒事件**）。○ H27-3

・ メモ

補足すると、最高裁は、因果関係の判断枠組みを示していない。そこで、どのような見解からなら因果関係が肯定されるかを考察する。まず、本件の事案では条件説からは因果関係を肯定することに問題はない。また、危険の現実化説からも、客観的に存在する全ての事情を判断資料として検討すると、脳梅毒により脳に高度な病変のある者の目を蹴るという行為に含まれる危険が現に発生した脳の組織の崩壊による死の結果として現実化したといえるため因果関係を肯定することができる。○

相当因果関係説からは、被告人の暴行自体で通常人は死に至ることないとの本件の事情の下では、被害者が脳梅毒に罹患して脳に高度の病変があったという行為時に存在した特殊事情を因果関係の判断の基礎事情にできない限り、被告人の本件暴行から被害者が脳組織の崩壊により死亡することは社会通念上相当とはいえないため、因果関係が否定される。この特殊事情を因果関係の判断の基礎事情に入れられるかは、相当因果関係説のうちどの見解を採用するかということや、この特殊事情について一般人の認識可能性や行為者の認識可能性、行為者の現実の認識の有無などの具体的事実関係によって決まる。

なお、本件の被害者に脳梅毒によるのに高度の病変があった事実は、行為後の介在事情ではなく、行為時に既に存在する特殊事情である。この特殊事情が認識不可能なものだとしても、危険の現実化説や相当因果関係説の客観説からは、因果関係の判断の基礎事情となる。

*介在事情のある事案における危険の現実化の判断方法 ○

実行行為と結果との間に介在事情がある事例において、前掲の危険の現実化をどのように判断するかについて、判例は、介在事情が結果にどの程度影響を与えたかを検討し、行為者が結果と直接結びつく物理的危険を設定し、結果がその危険の直接的実現といえる事案と（直接的危険実現類型）、実行行為の危険性が介在事情を経由して間接的に結果を実現する事案（間接的危険実現類型）とに区別して危険の現実化を判断していると分析されている（応用刑法Ⅰ・大塚裕史）。このような類型ごとに危険の現実化を判断する見解は、思考方法を明確に伝えやすく答案に書きやすいというメリットがある。整理の仕方は異なるが、危険の現実化の判断枠組みを明確にするために、学者ごとに様々な類型化を試みている。

なお、危険の現実化について、①行為自体が現に発生した結果を発生させるだけの危険性を有するか（行為の危険性の大小）、②介在事情の異常性の大小（異常性の大小）、③介在事情が結果発生にどの程度寄与したのか（介在事情の寄与度）などの考慮要素を総合判断して危険の現実化を判断するとの見解（総合判断説）がある。この見解に対しては、因果関係の判断の際に①から③までの要素を考慮するのはよいが、各考慮要素の関係性が明らかでなく、各考慮要素どのように総合判断するのが不明確で恣意的な判断がされるおそれがあるとの批判が向けられている。

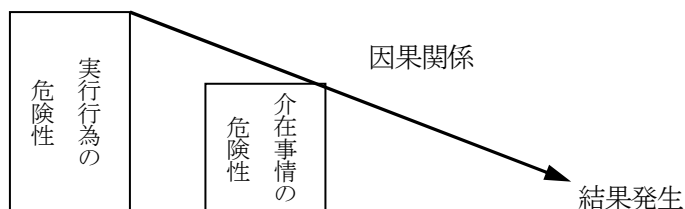
・直接的危険実現類型（直接型） ○

行為者が結果と直接結びつく物理的な危険を設定し、現に生じた結果が行為者の設定した危険を直接的に実現したものと評価できる場合は、介在事情があったとしても、その介在事情が結果に果たした寄与度は相対的に小さく、危険の現実化を妨げる事情にならないといえるため、実行行為に含まれる危険が現に発生した結果に現実化したといえる。

直接型の典型例：大阪南港事件（最決平 2.11.20）

*直接型の下図のイメージ

実行行為の危険性が大きいため、結果に因果性のある介在事情があったとしても、危険の現実化があったものとして実行行為と結果との間の因果関係を肯定できる。



・間接的危険実現類型（間接型） ○

結果と直接結びつく物理的な危険が介在事情から生じた場合は、介在事情の危険が結果に現実化したのであり、行為の危険が現実化したとはいえないため、原則として、危険の現実化は否定される。**もっとも**、実行行為と介在事情に一定の関連性があるときは、実行行為と介在事情が相まって結果を惹起したといえるため、危険の現実化が認められる。具体的には、行為者がその介在事情を誘発したといえるとき（誘発型）、又は、行為者が介在事情を誘発したとはいえないときでも、実行行為が結果拡大に寄与する危険状況を設定したといえるときは（危険状況設定型）、実行行為と介在事情が相まって結果を惹起したと評価でき、実行行為に含まれる危険が現に発生した結果に現実化したといえる。

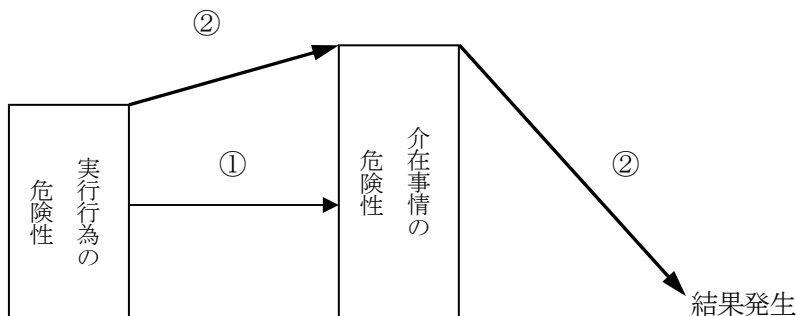
間接型（誘発型）の例 ： **高速道路侵入事故死事件**（最決平 15.7.16）

間接型（危険状況設定型）の例： **自動車トランク監禁事故死事件**（最決平 18.3.27）

*間接型の下図のイメージ

結果は介在事情から直接発生しているが、行為者が介在事情を誘発したといえる場合や、実行行為の危険性を介在事情が拡大させたがその介在事情が異常とまではいえないときは、危険の現実化があったものとして実行行為と結果との**因果関係**が肯定できる。

下図でいうと、間接型の事例では、事実的因果関係が肯定されるとしても、①実行行為から生じた結果への法的な因果の流れは介在事情により遮られて、危険の現実化が否定され、法的因果関係は認められないのが原則である。ただし、例外的に、②危険の現実化が肯定されて、法的因果関係が認められるときがある。



法的因果関係（危険の現実化）についての判例を理論的に分析している参考文献
法学セミナー No. 730 応用刑法 I 第2講 法的因果関係(2) 大塚裕史

4 判例 ～ 行為後の介在事情と因果関係

(1) 大阪南港事件（直接型）

→被告人は、三重県内で被害者の頭部を洗面器等で多数回殴打して脳出血を生じさせて意識を失わせ（第1暴行）、その後、被害者を大阪南港の資材置場に車で運びその場に放置したところ、何者かが意識を失っている被害者の頭部を角材で殴打して（第2暴行）、被害者を脳出血で死亡させた。第2暴行は、第1暴行により既に生じていた脳出血を拡大させて、幾分か被害者の死期を早める影響を及ぼすものであった。傷害致死罪で起訴された被告人は、被告人の第1行為と被害者の死の結果との間の因果関係がなく傷害罪にとどまるとして争った。

最高裁は、行為者の暴行により被害者の**死因**となった**傷害が形成**された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、行為者の暴行と被害者の死亡との間の**因果関係**を肯定することができるとして、被告人の第1行為と被害者の死の結果発生との間の因果関係を肯定して傷害致死罪の成立を認めた原審の判断を是認した（**最決平 2.11.20・大阪南港事件**）。○

- ・**補足**すると、介在事情である第2暴行は、第1暴行により既に発生していた脳出血を拡大させ幾分か死期を早める影響を与えたものの、第1暴行が死因となった脳出血を生じさせる危険性のあるものであったことから、介在事情である第2暴行は、第1暴行により生じた死因となった傷害結果の内容を変更していない。こうした事案では、介在事情が結果に寄与した程度は大きくないと判断できるため、本件は、行為者が結果と直接結びつく物理的危険を設定し、現に生じた結果がそのような危険の直接的な実現として評価できる場合として、**直接型（直接的危険実現類型）**に当たると考えられる。

以上を踏まえて**危険の現実化**を検討すると、第1暴行には脳出血による死亡の結果を発生させる危険性がある反面、介在事情である第2暴行は、結果に果たした寄与の程度が相対的に小さく、第1行為による結果発生を阻止するものとはいえない。そのため、Vの死の結果は、第1行為がもつ**危険が現実化**したといえる。したがって、第1暴行とVの死の結果発生との間の因果関係が肯定できる。

- ・**なお**、仮に、Aの死因が内臓破裂など甲の暴行行為と関連性がないものであれば、行為と結果との間の因果関係は直接型の事例として因果関係が肯定されることはない。

(2) ビール瓶傷害致死事件（直接型）

→被告人が、他の共犯者と共謀の上、被害者の頭部をビール瓶で殴打するなどの暴行をし、共犯者の1人が倒れていた被害者の後頭部を割れたビール瓶で突き刺し頸部の静脈を損傷して大量の出血を生じさせたところ、被害者は頭部の止血のために緊急手術を受けて、一度は容体が安定し、加療期間は約3週間と診断された。しかし、その日のうちに、被害者は、医師の指示に従わず安静に努めなかったために容体が急変し、その5日後に、頭部の血流の循環障害による脳機能障害により死亡したという事案で、被告人の行為と、被害者の死の結果発生との間に因果関係が認められるのが争点となった。

最高裁は、被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったことが治療の効果を減殺した可能性があることは否定することができないとしつつも、被告人らの行為により被害者の受けた前記の傷害は、それ自体死亡の結果をもたらし得る身体の損傷であって、仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、上記のように被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとしても、被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡との間には因果関係があるとして被告人に傷害致死罪の成立を肯定した（最決平 16.2.17）。◇

H19-12, H23-2

- ・補足すると、被告人の行為は死因となった脳機能障害を作り出しているところ、被害者が医師の指示を遵守しないという介在事情は、結果発生への因果の流れを速めるものではないため結果への寄与度が小さく、介在事情は、第1暴行により生じた死因となった傷害結果の内容を変更していない。被告人の暴行が被害者の死因と直結する物理的危険を創出しているといえることから、本件は、直接型（直接的危険実現類型）に当たると考えられる。

以上を踏まえて、**危険の現実化**を検討すると、被告人の暴行は、被害者の後頭部を割れたビール瓶で突き刺し頸部の静脈を損傷して大量の出血を生じさせるもので、被害者を頭部の血流の循環障害による脳機能障害により死亡させる危険性が極めて高いものといえる。被害者は医師の治療により一度は容体が安定したとはいっても、治療を終えたわけではなく、被告人の暴行による結果への危険が未だ残存している。これらのことを踏まえると、一度は容態が安定した被害者が医師の指示に従わず安静にしていなかったという**介在事情が被害者の死に寄与したとしても、その程度は大きなものとはいえず、頭部の血流の循環障害による脳機能障害による死の結果は、被告人の行為に含まれる危険が現実化したもの**として、被告人の行為と被害者の死の結果との間の因果関係は肯定できる。

(3) 高速道路侵入事故死事件（間接型・誘引型）

→被告人ら4名は、被害者に対して、公園やマンションの居室で、執拗な暴行をしていたところ、被害者は、被告人らの隙を見て靴下履きのまま逃走する過程で高速道路に侵入して転倒し走行中の自動車に轢かれて死亡した事案で、**最高裁**は、被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるとしつつも、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執拗な暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したと考えられる本件事実関係のもとでは、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえず、そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価できるとして、被告人らの暴行行為と被害者の死の結果発生との間の因果関係を肯定した（**最決平 15.7.16**）。

H24-18

- ・**補足**すると、本件では、被害者の具体的な死の結果は被告人の行為だけでは発生し得ず、被害者が高速道路に進入して転倒するという介在事情が、死因となった傷害を発生させる直接的な原因となっている。このことから、本件は、間接型（間接的危険実現類型）に当たると考えられる。

以上を踏まえて、**危険の現実化**を検討すると、被害者が自動車に轢かれて死亡したのは被害者が高速道路に進入して転倒したことが直接の原因となっているため、被害者の死の結果は被告人の暴行から直接発生しているわけではない。もっとも、被害者が高速道路に進入したのは、被告人らの激しい暴行により既に極度の恐怖感を抱いている中で、被告人らに捕まるとさらに激しい暴行をされることを予想していたからだと考えられる。被害者が、極度の恐怖感を抱き冷静な判断ができない状況で、被告人らから逃走する方法として高速道路に進入するという危険な行為を選択したことは被告人らが**誘発**したものといえるし、このような状況であれば、被害者が必ずしも異常な行動にでたとは評価できない。そのため、被告人らの暴行は、被害者が高速道路に進入し転倒するという介在事情を経て、自動車に轢かれて死亡した結果を惹起する危険があったものといえるので、Vの死の結果は、被告人らの行為に含まれる**危険が現実化**したものといえる。したがって、被告人らの行為と被害者の死の結果との間の因果関係は肯定できる。

(4) スキューバダイビング事件 (間接型・誘引型)

→被告人は、スキューバダイビングの資格認定団体から認定を受けた潜水指導者として、潜水講習の受講生に対する潜水技術の指導業務に従事していた者であるが、昭和63年5月4日午後9時ころ、当時、海中は夜間であることやそれまでの降雨のため視界が悪く、海上では風速4メートル前後の風が吹き続けていた状況の中で、スキューバダイビングの夜間潜水の講習指導中、夜間潜水の経験が浅い指導補助者や夜間潜水の経験がほとんどない受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失ったところ、当時、波が強く海上を移動することが困難であったため水中移動をしていた受講生の1人が、水中移動中に空気を使い果たして恐慌状態に陥り、自ら適切な措置を採ることができないままに溺死した。被告人は業務上過失致死罪で起訴されたところ、被告人の行為と被害者の死の結果との間の因果関係の有無が争われた。

最高裁は、被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることができないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであるとし、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できないけれども、それは被告人の右行為から誘発されたものであるとして、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定して業務上過失致死罪の成立を肯定した (最決平 4.12.17)。◇ H26-5

- ・補足すると、被害者の死の結果は、直接的には、被告人の行為から発生したのではなく、指導補助者や受講生である被害者自身の不適切な行為から発生しているため、間接型の事案であると分析できる。このこと踏まえて本件において危険の現実化が認められるかを検討する。本件では、まず、指導補助者や受講生を指導する立場にある被告人は、不用意に被害者らの側から離れて被害者らを見失うという過失行為があったと認められる。そして、こうした被告人の過失行為が、潜水技術が未熟な受講生である被害者や指導経験の浅い指導補助者による不適切で危険な行為を誘引したと評価できる。以上のことを踏まえると、被害者の溺死の結果は、被告人が受講生の動向に注意することなく不用意に移動して受講生の側を離れて受講生を見失った被告人の過失行為の危険が現実化したものであるとして、被告人の過失行為と被害者の死の結果との因果関係が肯定できる。

(5) **自動車トランク監禁事故死事件** (間接型・危険状況設定型)

→被告人は、深夜、被害者を自動車のトランク内に押し込んで監禁して道路に自動車を停車させていたところ、時速約60kmで走行する前方不注視の別の自動車にほぼ真後ろから追突され、トランク内の被害者を頸髄挫傷により死亡させたという事案で、**最高裁**は、被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した**本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる**として、被告人に逮捕監禁致死罪の成立を認めた (**最決平 18.3.27**)。○

- ・補足すると、被害者の死の結果は、直接的には、被告人の監禁行為によるものではなく、前方不注視という第三者の著しい過失行為から発生しているため、間接型の事案となる。また、本件は、被告人が第三者の前方不注視という過失行為を誘引したわけではないので、高速道路進入事件のような間接型のうち誘引型の事例とは異なる。**もっとも**、車のトランクは衝突の際に衝撃を吸収するためにつぶれやすい構造となっており、そのようなトランク内に、被告人が被害者を閉じ込めて夜間の道路に停車したことは、第三者の前方不注視という介在事情から被害者の死亡の結果を発せさせる危険を設定したものといえ。以上のことを踏まえると、被害者の頸髄挫傷による死の結果は被告人の行為の**危険が現実化**したものとして、被告人の行為と被害者の死の結果との間の因果関係が肯定できる。

5 不作為犯の因果関係

(1) 不作為犯の因果関係の前提となる条件関係

→作為犯の成立に必要な因果関係の判断の前提となる条件関係は「あればこれなし」という公式で判断するのに対して、**不作為犯の場合**は、当該不作為を取り除いたとしても当該結果が同一の態様により発生しうることから、「あればこれなし」との条件関係で因果関係を判断しても意味がない。そこで、不作為犯の因果関係の前提となる条件関係は、期待された作為がなされていれば結果が発生しなかった（「あればこれなし」）との公式で判断することになる。●

注：期待された作為がなされていれば結果が発生しなかったといえる関係が、十中八九（ほぼ確実に）認められれば、不作為犯の因果関係の判断の基礎となる条件関係が認められる（「十中八九」は**程度の問題**）。

注：「**十中八九**」＝「**ほぼ確実に**」

関連問題：司法論文 H22, H26, H30 設問 2

・**危険の現実化説**からは、期待された作為がなされていれば当該結果が発生しなかったという条件関係が、十中八九といえる程度に認められるため、条件関係が肯定されることを前提に、当該不作為（作為義務違反）に含まれる危険が現に発生した結果として現実化したといえれば、当該不作為と結果発生との因果関係が肯定される。○

・H22 司法論文（出題の趣旨・抜粋）

甲の不作為とVの死亡という結果との間の**因果関係**について、**不作為犯の特殊性**を踏まえつつ、事例に即して論ずることになる。[注：論文試験では条件関係の内容が作為犯のものと異なる点が特に重要である。]

・ **不作為犯の因果関係に関する判例のポイント** プレ-16, H27-1

- ① 不作為犯の因果関係が肯定されるには、期待された作為がされていれば結果が発生しなかったといえる関係（条件関係）が認められることが必要である。 ○
- ② 期待された作為がされていた場合に結果が発生しなかったといえる程度（①の条件関係が認められるための結果不発生の程度）としては、100%といえるものまでは要求されず、十中八九といえる程度で足りる。 ○
- ③ 刑事訴訟法的に、①の条件関係が、②十中八九といえる程度に証明できれば、不作為犯の条件関係（因果関係）の存在が、合理的な疑いを超える程度に確実であったと認められるため、因果関係の存在を証明したことになる。 △

・ 参考 前記平成元年最高裁判例が題材のプレ試験の短答第16問の問題文掲載の会話文（抜粋）

不作為犯における因果関係は、一般論として、期待される作為をしたならば結果は発生しなかったという関係があれば肯定される。 本件の場合、甲が直ちに救命措置を講じていれば、乙の死亡を回避することが十中八九可能であったと認められる場合、因果関係が肯定されると思う。最高裁判所の判例と同じ考え方だね。 これは、乙を救命できる可能性の証明の程度が80%くらいであれば因果関係が肯定されるという趣旨ではなく、飽くまでも刑事裁判における犯罪事実の証明の問題なので乙を救命できる可能性の程度が十中八九であれば乙を救命することが合理的な疑いを超える程度に確実であったと認められるので、因果関係が肯定されるという趣旨と理解すべきだと思う。

・ おまけ ～**不作為犯の因果関係の判断枠組みの構造**

不作為犯の条件関係は、作為犯の条件関係と異なり、期待された作為がされていたとしたら結果が発生しなかったという「あれあればこれなし」との条件関係により判断される。

なお、不作為犯の因果関係についての「十中八九」という言葉は、上記のような条件関係がどの程度認められれば、条件関係が存在することが肯定されて因果関係が認められるのかという、要求される条件関係の程度の問題である。この問題は作為犯の因果関係の場合にも同様に問題となるものであるが、作為犯の場合はそれが意識的に議論されることが少ないため目立たない。

不作為犯の因果関係の存否が問題となった重要基本判例である最決平元.12.15の最高裁の調査官解説（383頁）には、不作為犯の実行行為に当たる不作為と結果発生との間の因果関係が認められるために要求される条件関係の程度が「十中八九」であるということは、作為犯における実行行為と結果発生との間に因果関係が認められるために要求される条件関係の程度にも妥当するとの趣旨の記載がある。

短答試験の過去問

今回学習した基本知識を活用して、この後に掲載した短答過去問を検討していきます。
問題2以降の問題・解説は、LECが出版している体系別過去問集のから抜粋しています。

なお、この後の問題3として掲載した**予備試験の平成29年度の肢4**の解説の中で、6行目の「故意の二重評価」とあるのは、「**死の二重評価**」としておいてください。

肢4の事案における甲の第1行為は、過失によるものであって、殺意（故意）があるものではないため、甲の第1行為を業務上「過失」傷害罪にとどめる理由は、故意の二重評価というよりは、同一の行為者に対して、同一の被害者の死の結果を2個以上帰責させる（死の二重評価）ことは責任主義に反するため、第2行為を殺人罪とするなら、たとえ、第1行為と最終的な死の結果との間に理論的には因果関係が肯定されるとしても、第1行為を業務上過失「致死」罪にするのではなく、業務上過失「傷害」罪にとどめるべきと解されるからです。

- 問題1 R1－司法・予備 共通問題
- 問題2 H30－司法
- 問題3 H29－予備
- 問題4 H28－司法・予備 共通問題
- 問題5 H27－司法

問題1 R1－司法・予備 共通問題

〔見解問題型〕

〔第5問〕（配点：3）

次の各【見解】と後記の各【事例】を前提として、後記アからエまでの各【記述】を検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

【見 解】

- A. 行為当時、客観的に存在した全ての事情及び行為後に生じた事情のうち一般人が予見できた事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。
- B. 一般人が認識・予見できたであろう事情及び行為者が認識・予見していた事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。
- C. 行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合に因果関係を肯定する。行為の危険性は行為時に存在した全ての事情を基礎として判断する。

【事 例】

- I. 甲は、乙の顔面を手拳で1回殴打した。その殴打は、それだけで一般に人を死亡させるほどの強さではなかったが、乙はもともと特殊な病気により脳組織が脆弱となっており、その1回の殴打で脳組織が崩壊し、その結果、乙が死亡した。
- II. 甲は、乙の首をナイフで突き刺し、直ちに治療しなければ数時間のうちに死亡するほどの出血を来す傷害を負わせた。乙は、直ちに病院で適切な医療処置を受け、一旦容体が安定したが、その後、医師の指示に従わず安静に努めなかったため、治療の効果が減殺され、前記傷害に基づき死亡した。
- III. 甲は、路上で乙の頭部を激しく殴打し、直ちに治療しなければ1日後には死亡するほどの脳出血を伴う傷害を負わせ、倒れたまま動けない乙を残して立ち去った。そこへたまたま通り掛かった無関係の通行人が、乙の腹部を多数回蹴って、内臓を破裂させ、数時間後に乙は内臓破裂により死亡した。

【記 述】

甲の行為と乙の死亡との間の因果関係については、

- ア. Iの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかった場合、A及びCの見解からは肯定され、Bの見解からは否定される。
- イ. Iの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかったが、甲はこれを認識できた場合、AからCまでのいずれの

見解からも肯定される。

ウ. IIの事例で、行為当時、乙が治療を受けた後、医師の指示に従わず安静に努めなくなることを一般人は予見できなかったが、甲は予見していた場合、Bの見解からは肯定され、A及びCの見解からは否定される。

エ. IIIの事例で、行為当時、乙が通行人に蹴られることを一般人は予見できず、甲も予見していなかった場合、AからCまでのいずれの見解からも否定される。

・解答 1, 2, 2, 1

肢ア

事例 I について、行為時に存在した全事情を因果関係の基礎事情にできる**見解 A**と**見解 C**からは、「乙はもともと特殊な病気により脳組織が脆弱」であった事情が、因果関係の判断の基礎事情に組み込まれる。そして、甲が、このように脳組織が脆弱な乙の顔面を手拳で1回殴打して、脳組織の崩壊により死亡させたことについて、**見解 A**からは「行為から結果が発生することが相当」といえるし、**見解 C**からは「行為の危険性が結果へと現実化した」といえる。したがって、**見解 A**と**見解 C**からは因果関係が肯定できる。

一方、事例 I につき、一般人が認識・予見できたであろう事情及び行為者が認識・予見していた事情を因果関係の基礎事情にできる**見解 B**からは、「乙はもともと特殊な病気により脳組織が脆弱」であった事情を、「一般人は認識できず、甲も認識していなかった場合」とある肢アにおいては、この事情を因果関係の判断の際の基礎とすることはできない。そして、「乙の顔面を手拳で1回殴打した。その殴打は、それだけで一般に人を死亡させるほどの強さではなかった」というのであるから、「その行為から結果が発生することが相当」とはいえず、**見解 B**からは因果関係は否定される。

肢イ

事例 I において、「一般人が認識・予見できたであろう事情及び行為者が認識・予見していた事情」を因果関係の判断の基礎事情をすることができるとの**見解 B**によると、現に行為者が認識・予見していたことは基礎事情にできるが、単に認識・予見の可能性があるにすぎない事情を基礎事情とすることはできない。肢イにおいては、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっているとの事情について、一般人は認識できず、甲も認識していなかったが、甲はこれを認識できたという、甲の認識可能性があったにすぎない。そのため、この事情を因果関係の判断の際の基礎とすることはできない。そして、「乙の顔面を手拳で1回殴打した。その殴打は、それだけで一般に人を死亡させるほどの強さではなかった」というのであるから、「その行為から結果が発生することが相当」とはいえず、**見解 B**からは因果関係は否定される。

なお、**見解 A**と**見解 C**は、行為時に存在した事情は、行為者の主観の内容を問わず因果関係の判断の基礎事情にすることができるものである。そのため、肢アで説明したのと同じ理由で、**見解 A**と**見解 C**からは因果関係が肯定される。

肢ウ

事例Ⅱは「適切な医療処置を受け、一旦容体が安定したが、その後、医師の指示に従わず安静に努めなかったため、治療の効果が減殺」されるという行為後の介在事情が存在する。肢ウによると、「行為当時、乙が治療を受けた後、医師の指示に従わず安静に努めなくなることを一般人は予見できなかったが、甲は予見していた」ところ、「行為当時、客観的に存在した全ての事情及び行為後に生じた事情のうち一般人が予見できた事情」を因果関係の判断の基礎とできる見解Aからは、この事情を基礎事情とすることはできない。もっとも、この介在事情を因果関係の判断の基礎に入れなかったとしても、「甲は、乙の首をナイフで突き刺し、直ちに治療しなければ数時間のうちに死亡するほどの出血を来す傷害を負わせた」ところ、その後、「前記傷害に基づき死亡した。」とあることから、**見解A**からは、「その行為から結果が発生することが相当」といえるため、因果関係が肯定される。

「甲は、乙の首をナイフで突き刺し、直ちに治療しなければ数時間のうちに死亡するほどの出血を来す傷害を負わせた」ところ、その後、「前記傷害に基づき死亡した。」とあることから、**見解C**からも、「行為の危険性が結果へと現実化した」といえるため、因果関係が肯定される。

肢ウによると、「行為当時、乙が治療を受けた後、医師の指示に従わず安静に努めなくなることを一般人は予見できなかったが、甲は予見していた」ところ、「一般人が認識・予見できたであろう事情及び行為者が認識・予見していた事情」を因果関係の判断の基礎とできる見解Bからは、この事情を基礎事情とすることができる。そうすると、肢イの事実関係にあるとおり、「甲は、乙の首をナイフで突き刺し、直ちに治療しなければ数時間のうちに死亡するほどの出血を来す傷害を負わせた。乙は、直ちに病院で適切な医療処置を受け、一旦容体が安定したが、その後、医師の指示に従わず安静に努めなかったため、治療の効果が減殺され、前記傷害に基づき死亡した。」ということから、**見解B**からは、「その行為から結果が発生することが相当」といえるため、因果関係が肯定される。

肢エ

事例Ⅲは、「甲は、路上で乙の**頭部**を激しく殴打し、直ちに治療しなければ1日後には死亡するほどの**脳出血**を伴う傷害を負わせ、倒れたまま動けない乙を残して立ち去った。」ところ、「そこへたまたま通り掛かった無関係の通行人が、乙の**腹部**を多数回蹴って、内臓を破裂させ、数時間後に乙は**内臓破裂により死亡**した。」というのであり、甲の行為によって生じた結果と、乙の死因が直接結びつかない。そのため、「たまたま通り掛かった無関係の通行人が、乙の腹部を多数回蹴った」という行為後の介在事情を因果関係の判断の基礎に組み込めない場合、**見解A**と**見解B**からは「その行為から結果が発生することが相当」といえないため、因果関係が否定される。肢エによると、「行為当時、乙が通行人に蹴られることを一般人は予見できず、甲も予見していなかった」というのであるから、前記介在事情は因果関係の判断の基礎に組み込めない。したがって、**見解A**と**見解B**からは因果関係が否定される。

見解Cからは、甲の行為によって生じた結果と、乙の死因が直接結びつかない肢イのような場合は、甲の行為が前記介在事情を誘引するなど危険の現実化を基礎付ける事情がなければ、「行為の危険性が結果へと現実化した」とはいえず、因果関係は否定される。そして、甲が「倒れたまま動けない乙を残して立ち去った。」くらいで、乙による暴行を誘引したとはいえないことから、**見解C**からは「行為の危険性が結果へと現実化した」といえず、因果関係は否定される。

第21問

因果関係

実施日	/	/	/
チェック			

配点

2

出題年度

平成30年

同第19問
予

要求能力

知識

第2編

犯罪

次の【見解】に従って後記の【事例】及び各【記述】を検討した場合、【事例】よりも逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を肯定する判断に結び付きやすいものは、後記1から5までの各【記述】のうちどれか。

【見 解】

因果関係の存否は、行為の危険性が結果に現実化したものと評価できるかどうかで判断すべきであり、その評価に当たっては、介在事情の異常性と結果への寄与度を考慮すべきである。

【事 例】

Aは、普通乗用自動車（以下「A車」という。）後部のトランク内にVを押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にしA車を発進走行させた後、市街地の路上で停車させた。A車の停車場所は、片側1車線のほぼ直線の道路上であった。A車が停車して数分後、後方からXが運転する普通乗用自動車（以下「X車」という。）が走行してきたが、Xは前方不注視（脇見運転）のため、A車の後部に真後ろからX車を追突させた。これによって同トランク内に閉じ込められていたVは傷害を負い、救助が得られないまま同傷害により死亡した。

【記 述】

1. 上記【事例】において、仮に、A車の停車場所が片側3車線道路の道路端に設けられた路上駐車場であった場合
2. 上記【事例】において、仮に、Aが、A車後部のトランク内にVを押し込み、トランクカバーを閉める際に同カバーをVに強く打ち付ける暴行を加えてVに重度の傷害を負わせ、その結果、X車の追突時にはVが既に瀕死状態に陥っており、X車の追突により同傷害が悪化してVの死期が幾分早まった場合
3. 上記【事例】において、仮に、Vが、X車の追突直後、通行人の通報により臨場した救急車で病院へ搬送されたが、同病院の医師の重大な医療過誤により死亡した場合
4. 上記【事例】において、仮に、Xが、A車後部のトランク内にVが閉じ込められていることを知っており、Vを殺害する目的で、あえてX車をA車に追突させた場合
5. 上記【事例】において、仮に、駐車中のA車にX車が追突せず、飛行中のヘリコプターが墜落してA車に衝突し、これによってVが傷害を負って死亡した場合

第21問

正解

因果関係

2

正答率

88.9%

部分点

—

本問の【見解】は、いわゆる**危険の現実化説**と呼ばれる見解であり、【事例】は、最決平18.3.27／百選I〔第7版〕〔11〕と同様の事案である。

1 因果関係を肯定する判断に結び付きやすいとはいえない

仮に、A車の停車場所が片側3車線道路の道路端に設けられた路上駐車場であった場合、Xが運転するX車がA車の後部に真後ろから追突する可能性は、【事例】のようにA車の停車場所が片側1車線の道路上であった場合と比較して、低下するといえる。そうすると、Xが運転するX車がA車の後部の真後ろから追突するという介在事情の異常性は、【事例】と比較して高くなるといえるから、その分、逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を否定する判断に結び付きやすくなると考えられる。よって、本肢の記述は、【事例】よりも逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を肯定する判断に結び付きやすいとはいえない。

2 因果関係を肯定する判断に結び付きやすい

仮に、本肢の事情が存在した場合、Aの逮捕監禁行為に伴う暴行によりVの死因となった傷害が形成されたといえるから、Xが運転するX車がA車の後部の真後ろから追突するという介在事情により、Vの傷害が悪化してVの死期が幾分早められたとしても、Aの逮捕監禁行為に伴う暴行とVの死亡との間の因果関係を肯定することができる（最決平2.11.20／百選I〔第7版〕〔10〕）。よって、本肢の記述は、【事例】よりも逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を肯定する判断に結び付きやすい。

3 因果関係を肯定する判断に結び付きやすいとはいえない

仮に、Vが、X車の追突直後、通行人の通報により臨場した救急車で病院へ搬送されたが、同病院の医師の重大な医療過誤により死亡した場合、このような介在事情の異常性及び結果への寄与度は、【事例】と比較して高いといえるから、その分、逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を否定する判断に結び付きやすくなると考えられる。よって、本肢の記述は、【事例】よりも逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を肯定する判断に結び付きやすいとはいえない。

4 因果関係を肯定する判断に結び付きやすいとはいえない

仮に、Xが、A車後部のトランク内にVが閉じ込められていることを知っており、Vを殺害する目的で、あえてX車をA車に追突させた場合、このような第三者Xの故意行為という介在事情の異常性は、【事例】と比較して高いといえるから、その分、逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を否定する判断に結び付きやすくなると考えられる。よって、本肢の記述は、【事例】よりも逮捕監禁行為と死亡との間の因果

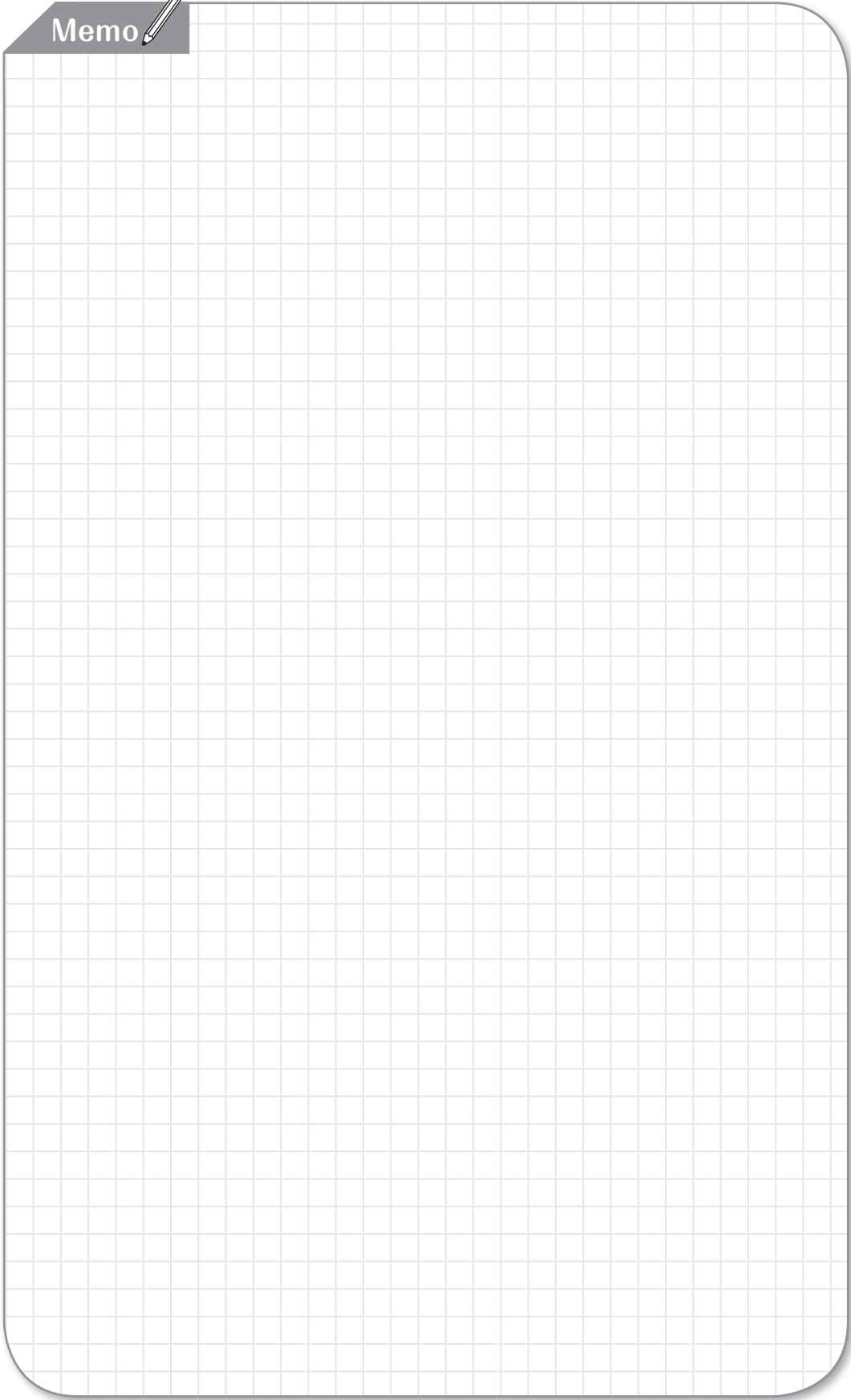
関係を肯定する判断に結び付きやすいとはいえない。

5 因果関係を肯定する判断に結び付きやすいとはいえない

仮に、駐車中のA車にX車が追突せず、飛行中のヘリコプターが墜落してA車に衝突し、これによってVが傷害を負って死亡した場合、このような介在事情は経験上、普通、予想できるものではなく、このような場合にAの逮捕監禁行為からVの死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想できるところであるとは到底いえない（最決昭42.10.24／百選I〔第7版〕〔9〕）。したがって、飛行中のヘリコプターが墜落してA車に衝突するという介在事情の異常性及び結果への寄与度は、【事例】と比較して著しく高いといえるから、その分、逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を否定する判断に結び付きやすくなると考えられる。よって、本肢の記述は、【事例】よりも逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を肯定する判断に結び付きやすいとはいえない。

以上より、【事例】よりも逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を肯定する判断に結び付きやすい肢は2であり、正解は2となる。

肢別の 選択率	1	2	3	4	5
	3.7%	88.9%	1.2%	4.9%	0.0%



第20問

因果関係

実施日	/	/	/
チェック			

配点

3

出題年度

平成29年

同一
予第1問

要求能力

知識

第2編

犯罪

因果関係に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。

1. 甲が、Vの胸部、腹部及び腰部を殴打したり足蹴りしたりする暴行を加えたところ、それに耐えかねたVは、その場から逃走した際、逃げることに必死の余り、過って路上に転倒し、縁石に頭部を打ち付けたことによって、くも膜下出血により死亡した。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。
2. 甲が、Vを突き倒し、その胸部を踏み付ける暴行を加え、Vに血胸の傷害を負わせたところ、Vは、Vの胸腔内に貯留した血液を消滅させるため医師が投与した薬剤の影響により、かねてVが罹患していた結核性の病巣が変化して炎症を起こし、同炎症に基づく心機能不全により死亡した。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がない。
3. 甲は、自動車を運転中、過って同車をVに衝突させてVを同車の屋根に跳ね上げ、その意識を喪失させたが、Vに気付かないまま同車の運転を続けるうち、同車の助手席に同乗していた乙がVに気づき、走行中の同車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転落させた。Vは、頭部打撲傷に基づくくも膜下出血により死亡したところ、同傷害は、自動車と衝突した際に生じたものか、路上に転落した際に生じたものかは不明であった。この場合、甲の衝突行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
4. 甲は、狩猟仲間のVを熊と誤認して猟銃弾を1発発射し、Vの大腿部に命中させて大量出血を伴う重傷を負わせた直後、自らの誤射に気づき、苦悶するVを殺害して逃走しようとして決意し、更に至近距離からVを目掛けて猟銃弾を1発発射し、Vの胸部に命中させてVを失血により即死させた。Vの大腿部の銃創は放置すると十数分で死亡する程度のものである一方、胸部の銃創はそれ単独で放置すると半日から1日で死亡する程度のものであった。この場合、甲の2発目の発射行為とVの死亡との間には、因果関係がない。
5. 甲は、Vの頭部を多数回殴打する暴行を加えた結果、Vに脳出血を発生させて意識喪失状態に陥らせた上、Vを放置して立ち去った。その後、Vは、甲とは無関係な乙から角材で頭頂部を殴打される暴行を加えられ、死亡するに至った。Vの死因は甲の暴行により形成された脳出血であり、乙の暴行は、既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。

第20問

因果関係

正答率 85.0%

正解

1 5 (順不同)

部分点 —

- 1 ○ 判例（最判平15.7.16／百選 I [第7版] [13]）は、「被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができるから、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当として是認することができる」としている。本肢におけるVの行為は、甲の暴行に耐えかねて、その場から逃走した際、逃げることに必死の余り、過って路上に転倒したというものであり、著しく不自然、不相当なものであったとはいえない。そうすると、Vが転倒した際に縁石に頭部を打ち付けたことによって、くも膜下出血により死亡したことも、甲の暴行に起因するものと評価することができる。そして、判例（最決昭59.7.6）も、被告人らによる足蹴り等の暴行に耐えかねた被害者が逃走しようとして池に落ち、露出した岩石に後頭部を打ち付けたことによって、擦過打撲傷に基づくくも膜下出血で死亡したという本肢類似の事案において、被告人らの行為と被害者の死亡という結果との間の因果関係を肯定して、傷害致死罪の成立を認めている。かかる判例の立場に従って検討すると、本肢における甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係が認められる。よって、本肢は正しい。
- 2 ✕ 判例（最判昭46.6.17／百選 I [第7版] [8]）は、致死の原因たる暴行は、必ずしも「それが死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく、たまたま被害者の身体に高度の病変があったため、これとあいまって死亡の結果を生じた場合であっても、右暴行による致死の罪の成立を妨げない」とした上で、たとえ「本件暴行が、被害者の重篤な心臓疾患という特殊の事情さえなかったならば致死の結果を生じなかったであろうと認められ、しかも、被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らず、また、致死の結果を予見することもできなかったものとしても、その暴行がその特殊事情とあいまって致死の結果を生ぜしめたものと認められる以上、その暴行と致死の結果との間に因果関係を認める余地がある」としている。また、本肢と同様の事案において、判例（最決昭49.7.5）は因果関係を肯定し、傷害致死罪の成立を認めている。かかる判例の立場に従って検討すると、本肢における甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係が認められる。よって、因果関係がないとする点で、本肢は誤っている。
- 3 ✕ 本肢と同様の事案において、判例（最決昭42.10.24／百選 I [第7版] [9]）は、

「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというのがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであって、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない」として、因果関係を否定した。かかる判例の立場に従って検討すると、本肢における甲の衝突行為とVの死亡との間には、因果関係は認められない。よって、因果関係があるとする点で、本肢は誤っている。

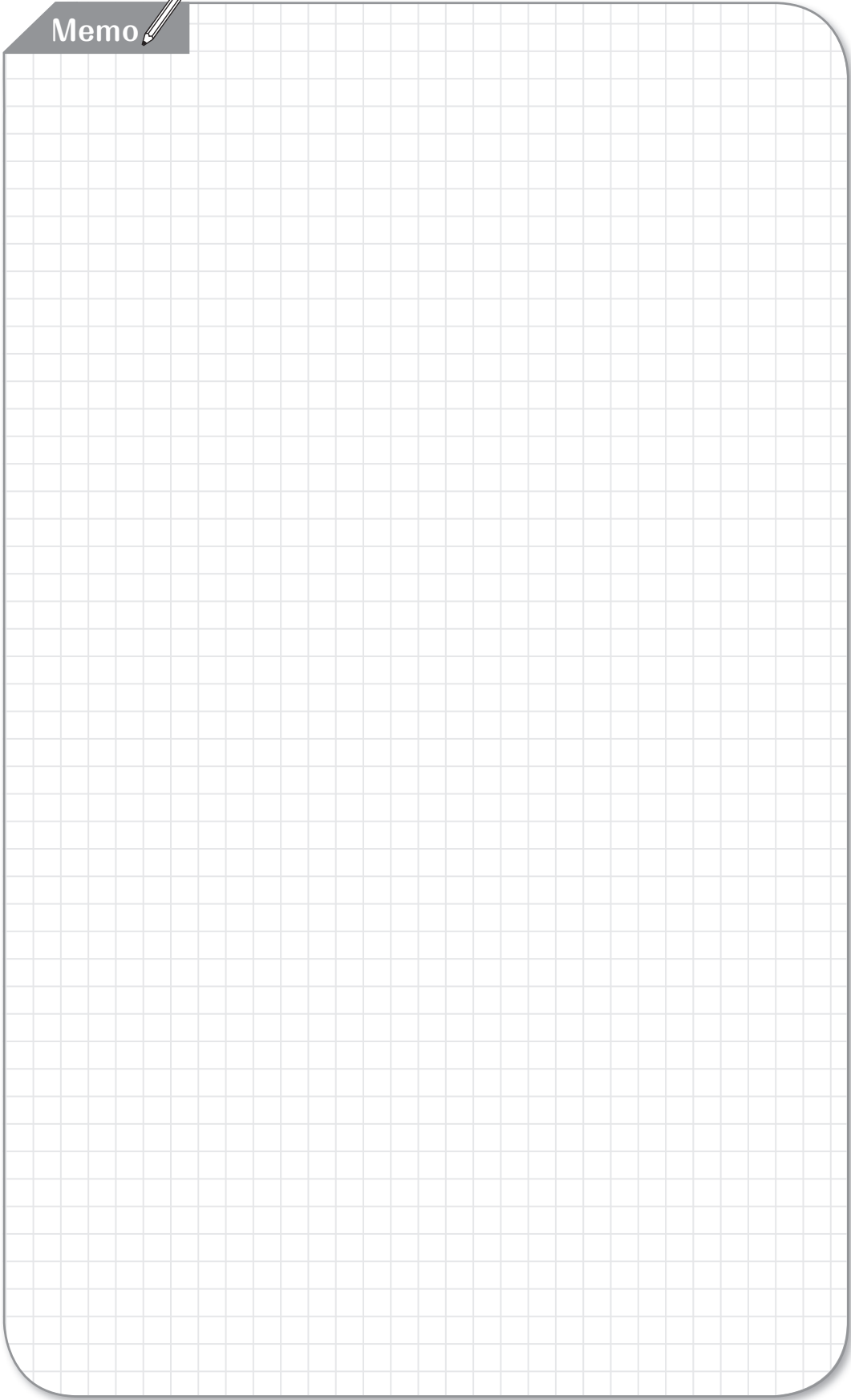
- 4 被害者を熊と間違えて猟銃を発射し、被害者に重傷を負わせ（第1行為）、その後、苦悶する被害者を楽にさせたいと思い、猟銃で射殺した（第2行為）という本肢と同様の事案において、判例（最決昭53.3.22／百選I〔第7版〕〔14〕）は、業務上過失傷害罪（第1行為）と殺人罪（第2行為）の成立を認めた原審の結論を正当なものと判断している。当該判例については、第1行為と第2行為それぞれについて結果との間の因果関係を認め、ただ、第1行為については、故意の二重評価を避ける必要から、業務上過失傷害罪にとどめたと解すべきか、あるいは、第2行為により死因が形成されたものであり、したがって、第1行為の危険が結果に現実化したわけではないから、第1行為と結果との因果関係は否定され、業務上過失傷害罪が成立するとしたものと解すべきか、その評価が分かれているものの、第2行為と結果との間の因果関係については、因果関係が認められることが前提となっていると解されている。したがって、かかる判例の立場に従って検討すると、本肢の事案においても、甲の2発目の発射行為とVの死亡との間には、因果関係が認められる。よって、因果関係がないとする点で、本肢は誤っている。

参考文献 基本刑法I・75頁

- 5 本肢と同様の事案において、判例（最決平2.11.20／百選I〔第7版〕〔10〕）は、「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ」としている。かかる判例の立場に従って検討すると、本肢における甲の暴行とVの死亡の間には、因果関係が認められる。よって、本肢は正しい。

以上より、正しい肢は1と5であり、正解は1,5となる。

		1	2	3	4	5
肢別の 選択率	解答1	89.7%	5.9%	3.2%	0.9%	0.0%
	解答2	0.0%	2.1%	4.1%	0.6%	92.9%



第 19 問

因果関係

実施日	/	/	/
チェック			

配点

3

出題年度

平成28年

同 第5問
予 第7問

要求能力

知識

第2編

犯罪

因果関係に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。

1. 甲が、殺害目的でVの首を両手で絞め、失神してぐったりとしたVを死んだものと誤解し、死体を隠すつもりでVを雪山に運んで放置したところ、Vは意識を回復しないまま凍死した。甲がVの首を両手で絞めた行為とVの死亡との間には、因果関係がない。
2. 甲が、心臓発作を起こしやすい持病を持ったVを突き飛ばして尻餅をつくように路上に転倒させたところ、Vはその転倒のショックで心臓発作を起こして死亡した。Vにその持病があることを甲が知り得なかった場合でも、甲がVを突き飛ばして路上に転倒させた行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
3. 甲は、Vの頸部を包丁で刺し、Vは、同刺創に基づく血液循環障害による脳機能障害により死亡した。その死亡するまでの経過は、Vは、受傷後、病院で緊急手術を受けて一命をとりとめ、引き続き安静な状態で治療を継続すれば数週間で退院することが可能であったものの、安静にすることなく病室内を歩き回ったため治療の効果が上がらず、同脳機能障害により死亡したというものであった。この場合でも、甲がVの頸部を包丁で刺した行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
4. 甲は、深夜、市街地にある道幅の狭い車道上に無灯火のまま駐車していた普通乗用自動車の後部トランクにVを閉じ込めて監禁したが、数分後、たまたま普通乗用自動車を通り掛かった乙が居眠り運転をして同車を甲の普通乗用自動車の後部トランクに衝突させ、Vは全身打撲の傷害を負い死亡した。甲がVをトランクに監禁した行為とVの死亡との間には、因果関係がない。
5. 甲は、ホテルの一室で未成年者Vに求められてその腕に覚せい剤を注射したところ、その場でVが錯乱状態に陥った。甲は、覚せい剤を注射した事実の発覚を恐れ、そのままVを放置して逃走し、Vは覚せい剤中毒により死亡した。Vが錯乱状態に陥った時点で甲がVに適切な治療を受けさせることによりVを救命できた可能性が僅かでもあれば、甲がVを放置した行為とVの死亡との間には、因果関係がある。

第19問

因果関係

正答率

同	88.9%
予	65.6%

正解

2 3 (順不同)

部分点

—

- 1 Aが、Bを殺害しようとBの首を絞めたところ、Bが動かなくなったので死亡したと思い、犯行の発覚を防ぐ目的で、Bを離れた海岸の砂上に運び放置したところ、Bは海岸の砂を吸引して窒息死したという事案において、判例（大判大12.4.30）は、殺害行為と死亡結果との間に因果関係があり、**死体遺棄の目的に出た行為はその因果関係を遮断しないとして、殺人既遂罪を認めている**。かかる判例の立場に従って検討すると、本肢における甲の行為とVの死亡との間には、因果関係があるといえる。よって、因果関係がないとする点で、本肢は誤っている。
- 2 判例（最判昭46.6.17／百選I〔第7版〕〔8〕）は、致死の原因たる暴行は、必ずしも「それが**死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく**、たまたま被害者の身体に高度の病変があったため、これとあいまって死亡の結果を生じた場合であっても、右暴行による致死の罪の成立を妨げない」とした上で、たとえ「本件暴行が、被害者の重篤な心臓疾患という特殊の事情さえなかったならば致死の結果を生じなかったであろうと認められ、しかも、被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らず、また、致死の結果を予見することもできなかったものとしても、その**暴行がその特殊事情とあいまって致死の結果を生ぜしめたものと認められる以上、その暴行と致死の結果との間に因果関係を認める余地がある**」としている。かかる判例の立場に従って検討すると、本肢における甲の行為とVの死亡との間には、因果関係があるといえる。よって、本肢は正しい。
- 3 行為者が被害者に傷害を加えた後、被害者が緊急手術を受けてその容体が安定したにもかかわらず、被害者自身が医師の指示に従わず安静に努めなかったため、その容体が悪化して死亡したという事案において、判例（最決平16.2.17）は、「**傷害は、それ自体死亡の結果をもたらし得る身体の損傷であって、仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、上記のように被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとしても、被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡の間には因果関係がある**」としている。かかる判例の立場に従って検討すると、本肢における甲の行為とVの死亡との間には、因果関係があるといえる。よって、本肢は正しい。
- 参考文献 山口・36頁
- 4 被害者を自動車後部のトランクに押し込んで脱出不能にし、同車を発進走行させた後、路上で停車したところ、後方から自動車が追突して、トランク内の被害者が死亡したという事案において、判例（最決平18.3.27／百選I〔第7版〕〔11〕）は、「被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした**第三者の甚だしい過失行為にあるとしても**、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害

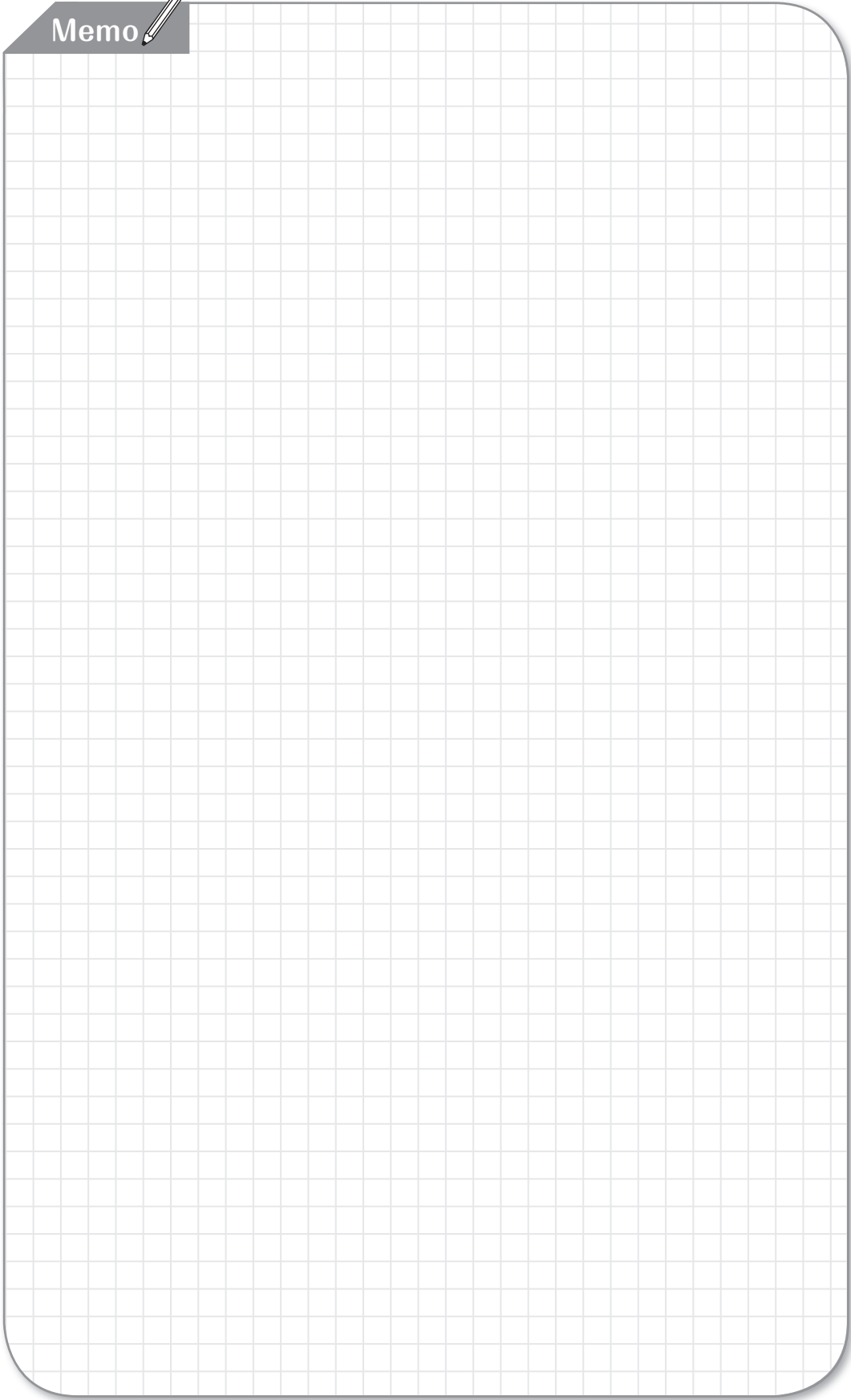
者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の**因果関係を肯定することができる**」としている。かかる判例の立場に従って検討すると、本肢における甲の行為とVの死亡との間には、因果関係があるといえる。よって、因果関係を認めない点で、本肢は誤っている。

参考文献 山口・38頁

- 5 **×** 本肢と同様の事案において、判例（最決平元.12.15／百選I〔第7版〕〔4〕）は、直ちに救急医療を要請していれば「**十中八九同女の救命が可能であった**」ことを理由として、因果関係を認めている。かかる判例の立場に従って検討すると、Vが錯乱状態に陥った時点で甲がVに適切な治療を受けさせたことによりVを救命できた可能性が僅かしかなければ、甲の行為とVの死亡との間の因果関係を認めることはできない。よって、Vを救命できた可能性が僅かでもあれば、因果関係があるとする点で、本肢は誤っている。

以上より、正しい肢は2と3であり、正解は2, 3となる。

		1	2	3	4	5
肢別の 選択率	解答1	4.3%	91.8%	0.0%	0.5%	3.4%
	解答2	1.4%	0.0%	95.7%	0.5%	1.9%



第18問

因果関係

実施日	/	/	/
チェック			

配点

4

出題年度

平成27年

同第3問
予

要求能力

知識

第2編

犯罪

次のアからオまでの各事例を判例の立場に従って検討し、()内の甲の行為とVの死亡との間に因果関係が認められる場合には1を、認められない場合には2を選びなさい。

- ア. 甲は、自宅に遊びに来た友人Vの態度に腹を立て、その頭部を平手で1回殴打したところ、Vが家から出て行ったので、謝りながらVを追い掛けた。Vは、甲が謝りながら追い掛けてきたことに気付いたが、甲と話をしたくなかったので、甲に追い付かれないように、あえて遮断機が下りていた踏切に入ったところ、列車にひかれ、内臓破裂により死亡した。(甲がVの頭部を平手で1回殴打した行為)
- イ. 甲は、マンション4階の甲方居間で、Vの頭部や腹部を木刀で多数回殴打した。Vは、このままでは殺されると思い、甲の隙を見て逃走することを決意し、窓からすぐ隣のマンションのベランダに飛び移ろうとしたが、これに失敗して転落し、脳挫滅により死亡した。(甲がVの頭部や腹部を木刀で多数回殴打した行為)
- ウ. 甲は、Vに致死量の毒薬を飲ませたが、その毒薬が効く前に、Vは、事情を知らない乙に出刃包丁で腹部を刺されて失血死した。(甲がVに致死量の毒薬を飲ませた行為)
- エ. 甲は、路上でVの頭部を木刀で多数回殴打し、これにより直ちに治療しなければ数時間後には死亡するほどの脳出血を伴う傷害をVに負わせ、倒れたまま動けないVを残して立ち去った。そこへ、たまたま通り掛かった事情を知らない乙が、Vの頭部を1回蹴り付け、Vは、当初の脳出血が悪化し、死期が若干早まって死亡した。(甲がVの頭部を木刀で多数回殴打した行為)
- オ. 甲は、面識のないVが電車内で酔って絡んできたため、Vの顔面を拳で1回殴打したところ、もともとVは特殊な病気により脳の組織が脆弱となっており、その1回の殴打で脳の組織が崩壊し、その結果Vが死亡した。(甲がVの顔面を拳で1回殴打した行為)

第18問

因果関係

正答率

74.1%

正解

2 (97.9%)

1 (97.0%)

2 (96.4%)

1 (98.2%)

1 (78.6%)

部分点

4問正解で
部分点2点

ア 因果関係は認められない

判例（最決平15.7.16／百選I〔第7版〕〔13〕）は、「被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができる」旨判示している。この判例の立場に従って検討すると、Vがあえて遮断機が下りていた踏切に入ったのは、暴行を受けた甲に対し極度の恐怖感を抱いたからではなく、甲と話をしたくなかったためであるから、その行動は、甲の暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったといえる。そうすると、Vが死亡したのは、甲の暴行に起因するものと評価することはできない。よって、甲の行為とVの死亡との間に因果関係は認められない。

イ 因果関係が認められる

判例（最決昭59.7.6）は、「本件被害者の死因となったくも膜下出血の原因である頭部擦過打撲傷が、たとえ、被告人……による足蹴り等の暴行に耐えかねた被害者が逃走しようとして池に落ち込み、露出した岩石に頭部を打ちつけたため生じたものであるとしても、被告人……の右暴行と被害者の右受傷に基づく死亡との間に因果関係を認めるのを相当とした原判決の判断は、正当である。」旨判示している。この判例の立場に従って検討すると、Vの死因となった脳挫滅は、甲による暴行を受けたVが、このままでは殺されると思い、逃走しようとしてマンションから誤って転落したために生じたものである。よって、甲の行為とVの死亡との間に因果関係が認められる。

ウ 因果関係は認められない

本肢においては、甲のVに対する致死量の毒薬を飲ませた行為の影響力が及ぶ前に、乙のVに対する刺殺行為の因果の影響力が勝った結果、Vが失血死していることから、いわゆる条件関係の断絶が認められる。よって、甲の行為とVの死亡との間に因果関係は認められない。

参考文献 ▶ 西田・総論・95頁

エ 因果関係が認められる

判例（最決平2.11.20／百選I〔第7版〕〔10〕）は、「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行

によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる」旨判示している。この判例の立場に従って検討すると、甲の暴行によりVの死因となった脳出血を伴う傷害が形成されていることから、その後たまたま通り掛かった事情を知らない乙により加えられた暴行によって脳出血が悪化し、Vの死期が若干早められたとしても、甲の暴行とVの死亡との間の因果関係を肯定することができる。よって、甲の行為とVの死亡との間に因果関係が認められる。

オ 因果関係が認められる

判例（最判昭25.3.31）は、「被告人の行為が被害者の脳梅毒による脳の高度の病的変化という特殊の事情さえなかったならば致死の結果を生じなかったであろうと認められる場合で被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らずまた予測もできなかったとしても**その行為がその特殊事情と相まって致死の結果を生ぜしめたときはその行為と結果との間に因果関係を認めることができる**」旨判示している。この判例の立場に従って検討すると、Vの死亡の結果は、甲によるVの顔面の殴打とVの特殊な病気とが相まって生じたものと認められる。よって、甲の行為とVの死亡との間に因果関係が認められる。

以上より、正解はアから順に2, 1, 2, 1, 1となる。

矢島の速修インプット講座受講生 2018年司法試験合格者の声

松本 誠吾さん 22歳

速修インプット講座を受講することで、**短期間で、司法試験合格に必要な知識を網羅的に復習できた点が良かった**と感じました。私は予備試験合格後にも、知識があやふやな部分、誤った理解をしていた部分があることに気づき、このまま司法試験に臨むのは不安であると感じていました。しかし、その時点で司法試験までは半年ほどしかありませんでした。そこで、この講座を受講し、短期間で網羅的に試験範囲を復習しようと考えました。結果としては、3ヶ月ほどで7科目を2周することができ、その分問題演習の時間を十分に確保することが出来ました。また、講座を担当されている矢島先生が、**司法試験の内容を正確に分析**されており、論文式試験で評価される書き方・思考をも学べる点も、良かった点です。速修インプット講座は、出題趣旨や採点実感の内容が多分に盛り込まれており、それを踏まえた講義となっているため、**正しい知識・思考方法を学べる内容**となっている点が良かったと感じました。

N・Tさん 38歳

短答試験や論文試験に必要な情報がコンパクトにまとめられており、効率的に学習することができた。私は、通信クラスで、仕事をしながら、受講していたので、通勤中やカフェ等でスマホで講義を繰り返し聞くことで記憶の定着に役立った。また、**テキストには重要度をランク付けして記載してあるので、重要事項が一目で把握でき、試験に向けて効果的な学習ができたと思う**。テキストについては直前期の知識の整理にも非常に役に立ったと思う。

C・Tさん 29歳

私は自分の知識不足を感じていたので、この講座を申し込みました。テキストは細かい知識まで全てを詰め込むのではなく、**本当に重要な部分をコンパクトにまとめたものだったので、本筋を外れることなく軸のあるインプットができ、答案でも重要な部分を的確に記述することができるようになった**と思います。テキストはコンパクトではありますが、**これだけで試験に十分対応できるものであったので試験まで繰り返し読み込んでいました**。

野口 大さん 32 歳

この講座の良かった点は、まず、テキストが司法試験を徹底的に分析された上で作成されており、情報量も適切で必要十分に整理されている点です。次に、全科目を通じて**判例通説をベースに思考過程が論理的な文章**でわかりやすく書かれているため、記憶・理解がとてもしやすい点です。重要度もランク分けされており、その中でも記憶すべき箇所（答案に実際に書く事柄）、記憶までは必要ないが理解すべき箇所にまで細かくランク分けされているので勉強がしやすく、各自の可処分時間に応じた柔軟な活用ができる講座だと感じました。ちなみに私は、3回目の受験でしたが、合格した今年は、**インプット用の教材は基本書や判例百選等は一切使わず、この講座のテキストだけで論文・短答対策を行いました**。この講座で矢島先生の講義を聴きながらテキストを読み進め、徹底的に復習すれば、**論文・短答ともに問題を検討し、合格答案が書ける力がしっかり身につく**と思います。

林 拓哉さん 30 歳

速修インプット講座は、テキストがとても素晴らしいと思います。テキストには論証はもちろん、条文の趣旨や要件、判例、重要事項の思考プロセス、司法試験の出題趣旨や採点実感等が記載されていて、法試験対策に必要なすべての情報が網羅されています。そして、テキストに記載されている情報には優先順位が記号で付されているので、受講生の可処分時間に応じてテキストの復習を行うことができます。また、テキストには短答試験で問われるような知識も記載されているので、短答対策のテキストとしても使用することができます。平成 30 年の試験に向けて私が使用したインプット用のテキストは、速修インプット講座のテキストのみです。司法試験対策のテキストを絞り込めていない方には、速修インプット講座の受講を強くおすすめいたします。さらに、矢島先生は受験生がつまずきやすいところや苦手とする分野を考え、受験生の目線で授業を進めてくださいます。矢島先生は非常に熱い先生で、「受験生を合格させたい！」という強い気持ちを持たれていることを感じました。その熱さは画面を通して伝わってくるので、通信受講でも画面越しに矢島先生のパワーを受け取り、講座を最後まで集中して受講することができると思います。「通信講座は長続きしなさそうだからちょっと・・・」という方にも速修インプット講座の受講をおすすめいたします。

稲田 拓真さん 23歳

入門講座での知識の補完のために、速修インプット講座は活用させていただきました。矢島先生が手作りしたテキストを矢島先生が講義するという方法であるため、各記述の意味するところを余すことなく理解することができたと思います。また、**矢島先生が受験生のよく使う教材を参酌して作成**していることもあり、内容の受験生レベルでの正確性が確保されていたと思います。**この教材を理解すれば、受験上他の受験生と知識で差がつくことはない**と考えます。

矢島の論文完成講座受講生
2018年司法試験合格者の声

松本 誠吾さん 22歳

論文完成講座を受講してよかった点は、司法試験の過去問を正確に分析し、定着させることができた点です。司法試験合格のためには、論文式試験で評価される論述、思考方法を知するために、過去問を分析することが不可欠です。しかし、司法試験の論文式試験の内容は難解であり、一人でこれを分析することは困難です。実際に、私も学習開始から1年ほど経ち、過去問を少し解きましたが、全く歯が立たず、一人でこれを分析することができませんでした。この講座を受講し、反復したことで、過去問を深く理解し、その思考方法や書き方を本番でも生かすことができました。

N・Tさん 38歳

過去問分析、矢島先生オリジナルの質の高い答案を惜しみなく提供いただき、自身の答案作成の参考になったほか、過去問からどのような知識及び理論構成が求められるか丁寧に教えてくださったので、受講してよかったと思う。オリジナル答案は授業直前まで練っておられるようで、授業中にもより良いものに変更されていたことで、リアルに思考過程が把握できたとし、自分の思考整理にも役立った。知識偏重ではなく、実際に現場で考えて書く答案の作成方法を教えてもらった。

野口 大さん 32歳

この講座の良い点は、まず、講義とテキストを通じて答案の思考過程や表現方法を学ぶことができ、論文の書き方が体得できる点です。答案例も出題趣旨や採点実感を踏まえて全て矢島先生が書き下ろされており、信頼できるものです。また、過去問では補えない論点についても補強問題というかたちで学習できるため、この講座で取り扱う問題を全て検討すれば、他の受験者に対しても大きなアドバンテージになると感じました。その上、分析や読み方が難しい出題趣旨や採点実感についても矢島先生が重要な部分や反面教師にする部分等、加工してくださったかたちで読めるのでメリハリをつけて過去問分析をすることができます。私は、問題演習に関しては、学者さんの演習本や問題集などに手を広げず、この講座で取り扱った過去問と補強問題を中心に徹底的に復習して本試験に臨み合格することができました。

林 拓哉さん 30 歳

矢島先生の解説の大きなポイントは、矢島先生が作成した参考答案に基づいて解説が行われるところです。一般的な司法試験の過去問講座はテキストに模範答案が掲載されていたとしても、答案の分量が非常に多く、内容が不正確なこともあり、現実的な答案ではないことが多いと思います。しかし、矢島先生の答案は、本番で書くことができたなら上位合格することができるレベルのものと考えられるので、極めて現実的な答案になっていると感じました。講座を受講して矢島先生の思考のプロセスを学び、矢島先生が作成した答案を読みこんで合格答案のイメージをし、自分の答案を書いていけば、司法試験の解答に必要な力は自然と身についていくと思います。

C・Tさん 29 歳

矢島先生の論文完成講座を受講する前にも自分で司法試験の過去問を解いたことはありましたが、出題趣旨や採点実感を上手く活用することができていませんでした。矢島先生の論文完成講座では、出題趣旨や採点実感の重要な部分を示してくれたため、自分では気付かなかった出題意図などを理解することができより良い答案作りに大いに役に立ちました。過去問のほかにも類似問題を扱っていたため、当該論点をより深く理解することができました。

稲田 拓真さん 23 歳

LECの論文講座の中でも最も良い講座だと考えます。理由の一つ目は矢島先生自身が答案を作成していることです。矢島先生の答案の特徴は表現の柔らかさと思の柔軟さにあると考えます。表現方法は自然な日本語にこだわった法律をじっくり理解した人以外でも入門講座などを受講した程度の知識があれば再現できるほど柔らかいものとなっています。また、利益衡量をベースとした思考方法は現場思考問題で柔軟に活用できるものでありその書き方を知ることができれば応用が非常に効く書き方と思います。そのような特徴のある答案はそれと同じ雰囲気的答案を再現しやすく学習に使いやすい答案であったと思います。また、上記利益衡量の思考方法と法的三段論法を死守するといった基本を重視して崩さないという姿勢が学べるのが二つ目の理由です。この基本姿勢が崩れれば合格は遠のきこれを死守すれば合格がグッと近づくのだと感じております。このように非常にメリットの大きい講座だと感じました。

矢島の速修インプット講座受講生 2018年予備試験合格者の声

樋田 早紀さん 26歳

矢島の速修インプット講座のよかった点は、**試験に必要な知識が厳選されており、それを短時間で一気に習得することができた点**です。講座自体の全体の時間数は少ないですが、はじめて習う科目でも、重要な知識を中心にていねいに説明してくださるので理解に困ることはありませんでした。細かい知識まで含め長い時間をかけてインプットをすることは、幹となる部分の知識の定着の妨げになり、時に有害となります。また、働きながらの学習の場合、このような勉強方法をとることは現実的に困難です。この点、矢島先生のこの講座は、**短い時間で必要不可欠な知識のインプットを重点的に行うことを可能とするものであり、私が合格するについての近道となったように感じます。**

K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成されるオリジナルテキストを用いて行う中級者を対象とした高速インプット講座です。その最大の売りは、**7法の膨大な知識を試験に必要な限りで圧縮した上で、矢島講師が論文レベルに必要な知識、択一レベルに必要な知識、できれば知っておけばいい知識と記載を分けて説明**するので、講義後に自分で復習するのもメリハリつけて学習することができることだと思います。例えば、**ここは論文で聞かれるから、なんとなく思い出せるだけではだめ、この理由づけから規範を導きだせるようにといった具体的な指導がなされるため試験に使える形でインプット**できました。また最新判例のうち論文択一ともに出題予想されるものについても深く取り上げての解説がなされたため、別途重判を読む必要がなくなり助かった点もよかったです。

K・Mさん 42歳

矢島先生は**徹底的に過去問を解析し、そこで求められている知識と論述方法を受講生に伝えるために緻密に、かつ誠実にアップデートを欠かさない姿勢が非常に信頼**がおけます。この「**誠実**」「**本気**」という点が**矢島先生が傑出**している点であり、ゼミも受講していましたが、受講生と同時に机を並べて論文を書き、その答案を公開するというのはこの人だけではないでしょうか。

矢島の論文完成講座受講生
2018年予備試験合格者の声

樋田 早紀さん 26歳

答案例の質のよさと解説の丁寧さが抜群の講座でした。私は、1年目の学習で論文の勉強方法がよくわからなかったこともあり、また短答の学習にも不安があったこともあり、論文を中心に据えた学習をすることができませんでした。しかし、論文を書けなくても最低限この講座を受講しきろうと決め、ひと通り解説を聞きながら矢島先生の作成した答案例を読みました。その後、論文を自分の手でほとんど作成することのできなかつた科目もあります。たとえば、行政法はほとんど答案を書くことなく本試験に臨むこととなってしまいました。しかし、なんとか答案を一応の形にすることはでき、結果合格をすることができました。試験中、頭に浮かんだのは、矢島先生はどのように答案を作成していたか、ということです。矢島先生の答案は、論証を切り貼りしたようなものではなく、よく考えて作成されているため、とても記憶に残りやすく、かつ良い意味で真似しやすいものでした。そこで試験当日はこれを一生懸命真似して論文を完成させました。おそらくこの講座がなければ1年で合格することはできなかつたと思います。矢島の速修インプット講座と合わせて私にとって必須の講座だったと感じています。

K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成の答案とその分析解説テキストを用いて行う論文過去問解説講座です。その最大の売りは、やはり矢島講師自身が時間を図り時間を意識した上で作成した現実的な司法試験の合格答案を読むことだけでも**現実的に自分でも書けそうな合格答案について具体的にイメージができる**ことです。それに加えて、**矢島講師のここの論述は問題文にこういう記述あるから、こういう意図でこういう論述をしている、ここは短くまとめて書ききるといったように具体的な論文試験についてのアドバイスも得られる点が非常に参考なりとてもよかつた**です。この講座を行うだけで主要な重要過去問について深く学べる上、現実的かつ間違いのない矢島講師の答案が手にいれられることができたのもとてもよかつたです。

Aさん 44歳

週に2回授業が行われ、過去問を徹底的に解説してくれました。また、採点実感を丁寧に読んで説明してくれました。採点実感を深く読み込むことはなかなか一人で学習しているとできないことなので、非常に役に立ちました。**何年の採点実感にはこのような記述があるから、今後はこのような問題の傾向になるだろうと思う、などと推測**をしてくれました。**今後の勉強の方針に大変役立つ予測**でした。授業を聞いてよかったと思います。

[調整余白]

【2020年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～④】

～講師紹介を兼ねる

*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2020年合格目標のもので、2020年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。

- ① **矢島の速修インプット講座**（2019年 6月上旬～9月上旬に新規収録）
- ② **矢島の論文完成講座**（2019年9月下旬～12月中旬に新規収録）
- ③ **矢島のスピードチェック講座**（2020年1月に新規収録）
- ④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**（2020年2月中旬～3月中旬に新規収録）

① 矢島の速修インプット講座 [108時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できる真の学力を身につけるための講座です。

注：講義のサンプル動画をインターネット上で閲覧できます。

② 矢島の論文完成講座 [92時間] (司法試験・予備試験の対策)

インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。

③ 矢島のスピードチェック講座 [43.5時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。矢島の速修インプット講座の受講経験がある方にとっても試験直前期の復習に最適の講座です。

なお、本講座は、前年度は合計40時間で実施（2019年1月に実施済み）していましたが、合格をより確実なものとするのに必要な講義時間を具体的に考慮し、今期は合計43時間30分で実施（2020年1月に実施）することにしました。

④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**〔7科目×3時間＝合計21時間〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。

各科目3時間の講義の後半では、直近5月に実施される論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は、司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解したり、司法試験で出題されそうな論点を学習したりすることは、将来、司法試験の受験をする予備試験の受験生にとっても有益なので、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。

⑤ 短答試験対策のための講座「**矢島の短答対策シリーズ**」の一覧

〔以下の全科目を新規収録して2019年10月7日に配信開始・通信クラスのみ〕

家族法〔4時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

商法総則・商行為・手形法〔3時間〕（予備試験の対策・**論文に必要**な知識も修得）

会社法〔3時間〕（予備試験の対策）

民事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

刑事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

行政法〔3時間〕（予備試験の対策）

憲法統治〔5時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

注：「憲法統治」だけは、LECが出版・販売している「完全整理択一六法～憲法」を用います。それ以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。

⑥ **改正民法対策講座〈矢島クラス〉**〔9時間〕（通信クラスのみ・現在配信中）

本講座は、改正前の民法の学習経験者が、改正前の民法と改正後の民法を誤認混同しないで、将来、円滑に改正民法の学習ができるようにするための講座です。講義では、改正前の民法と改正後の民法の違いを確認しながら、2020年度の試験で出題範囲とされる改正民法（民法総則、債権法、相続法）の要点を解説していきます。

この講座で民法の改正点のポイントを理解しておく、矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座、矢島のスピードチェック講座などの改正法を前提とした基幹講座の講義を、混乱なく理解できるようになります。

⑦ 司法試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **選択科目総整理講座【矢島の労働法】**〔24時間〕(司法試験の対策)

(通信クラスのみ・現在配信中)

本講座は、まず、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ3時間で5コマ実施し、次に、論文過去問と矢島作成の解答例を題材に合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ3時間で3コマ実施します。

2019年5月に新規収録をして、2020年度の試験から出題範囲に含まれる働き方改革の関連法や、民法の債権法改正に対応済みです。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) **直前対策講座 ～6時間で分かる労働法**〔6時間〕(司法試験の対策)

(パンフレットに未掲載・通学・通信)

直近の試験で出題されそうな重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するためのインプット用の直前対策講座です。毎年3月頃に開講しています。

この講座は、イメージでいうと、矢島のスピードチェック講座のようなものです。

⑧ **矢島の法律実務基礎科目【民事・刑事】**〔18時間〕(予備試験の対策)

[民事 1コマ3時間×3回=9時間 , 刑事 1コマ3時間×3回=9時間]

2020年5月に配信開始の新規講座です。本講座は法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的としています。本講座を利用することで、5月の短答式試験が終了した後でも、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。

⑨ **矢島ゼミ**

答案添削、個別面談、合格に直結する補講など答案の作成その他合格に必要な指導を矢島が直接行います。例年1月から4月下旬まで毎週土曜日の午後に水道橋本校で実施しています。ゼミの際は、矢島も受講生と机を並べて一緒に答案を手書き作成してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。

なお、2020年合格目標の私の講座（例：矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座など）では、こうした新しい傾向に対応するために、テキストや講義の内容を工夫しています。例えば、矢島の論文完成講座で取り扱う問題のうち、**出題傾向の変化が著しい憲法、刑法、刑事訴訟法**については、5月に配布を開始したパンフレットに記載したものをそのまま取り扱うことはやめて、過去問の改問、オリジナル問題の比率を増やして、次年度の試験にしっかりと対応できるようにします（LECのホームページに概要を公開中）。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU19496